

指定管理者を非公募により選定する理由

施設名	第1回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会
団体名	令和6年8月16日（金）午後1時00分から午後3時00分まで
非公募理由	門真市立門真市民プラザにおいて、小学校跡地へ令和9年度より移転を予定しており、移転後の施設のあり方等について十分な検討が必要であることから、その結果が出るまでの間は暫定的に管理を継続する必要があるため、令和7年度の1年間において、非公募による選定とする。 また、門真市民プラザの3階に所在し、個人や団体からの公益活動に関する相談を行う機能と公益団体のための貸室機能を有する「門真市立市民公益活動支援センター」においても、現在の指定管理者が門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザと同じ事業者であることや上記の市民プラザの移転後のあり方についての理由を勘案した結果、門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザと併せて非公募により選定することとする。
根拠法令	門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項第4号

非公募理由	

会 議 録 公開予定日	令和 6 年10月下旬
----------------	-------------